



島根県報

令和2年9月1日(火)

号外第108号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

山佐ダム操作規則の一部改正

(河 川 課) 2

訓 令

島根県訓令第12号

土 木 部
松江県土整備事務所

山佐ダム操作規則（昭和61年島根県訓令第4号）の一部を次のように改める。

令和2年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

目次中「・第8条」を「一第8条の2」に改める。

第2条中「及び水道用水の供給」を「、水道用水の供給及び発電」に改める。

第3章中第8条の次に次の1条を加える。

（発電のための利用）

第8条の2 発電は、標高181.4メートルから標高191.2メートルまでの容量110万立方メートルを利用して行うものとする。ただし、発電は、第7条及び第8条の規定による利用に支障を与えないよう行うものとする。

2 発電は、前項に規定する場合のほか、第19条に規定する貯留制限により放流する流水を利用して行うことができる。

第10条中「報った」を「執った」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。